

## 広島県告示第八百三十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定によつて、事業の認定をした。

平成二十四年十一月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 起業者の名称

三次市

### 二 事業の種類

（仮称）三次市民ホール建設事業及びこれに伴う市道付替工事

### 三 起業地

#### 1 収用の部分

広島県三次市三次町地内

#### 2 使用の部分

なし

### 四 事業の認定をした理由

#### 1 法第二十条第一号の要件への適合性について

（仮称）三次市民ホール建設事業及びこれに伴う市道付替工事（以下「本件事業」という。）のうち（仮称）三次市民ホール建設事業（以下「本体事業」という。）は、法第三十三条第二二号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される市道の従来機能の維持するための付替工事は、法第三十三条第一号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

#### 2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である三次市は、交付金、起債及び一般財源により財源措置を講じている。また、三次市は、本体事業について、施設の設置及び管理に関する条例を制定する予定であることから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

#### 3 法第二十条第三号の要件への適合性について

（一）本件事業は、三次市が、広島県三次市三次町において、芸術・文化活動の拠点施設となる（仮称）三次市民ホールを整備するものであり、あわせて、機能維持のため必要となる市道の付替工事を行うものである。

平成十六年四月一日に旧三次市等一市四町三村の新設合併により発足した三次市は、平成十八年三月にまちづくりの総合指針として三次市総合計画「みよし百年物語」（以下「総合計画」という。）を策定し、この中で「芸術・文化」の項目を掲げ、芸術・文化を活かしたまちづくりを推進している。

三次市内に位置する芸術・文化活動の拠点施設のひとつである三次市文化会館（以下「文化会館」という。）は、千八百八十六席の観客席を備えたホールを持つ、五百人

以上を収容できる市内唯一の施設となっており、音楽や演劇などの鑑賞の場、市内文化団体の練習や発表の場、さらには集会や式典などの場として市民に親しまれている。

しかしながら、文化会館は建築から三十九年が経過していることから、建物本体や音響機器、舞台装置等が老朽化しており、三次市が独自に耐震診断調査を行った結果、目標耐震判定指標を下回り、耐震改修が必要であることが判明した。

また、文化会館の駐車場は百十台分しか確保されていないことから、これを上回る自家用車による来館者がある場合には、離れた場所にある三次市立の小中学校のグラウンドを、休校日に限り臨時駐車場として使用している状況であり、来館者に不便を来たしている。さらには、駐車場への出入り口が一箇所であるため、出入りが一時期に集中する際には、文化会館が面している一般国道三七五号において交通混雑が発生し、安全かつ円滑な交通の妨げとなっている。

このような状況に対処するため、三次市は、文化会館に替わる新たな施設を建設する方針を決定し、「市民ホール建設市民ワークショップ」において集約した市民の意見を反映させた「(仮称)三次市民ホール建設基本計画」を平成二十三年七月に策定している。

本体事業が完成すれば、建物・設備の老朽化及び耐震性の問題は解消され、来館者の快適性・安全性が向上することとなる。さらには、多様化・高度化する市民交流や芸術・文化活動に柔軟かつ的確に対応することができることから、市民同士の交流や連携がさらに深まることが期待され、地域の活性化や今後の芸術・文化活動の促進に寄与することができる。

また、三百台分の駐車場を同一敷地内に整備することによって、自家用車による来館者の利便性も向上することとなり、駐車場への出入りが一時期に集中することに対しては、駐車場への出入り口を二箇所に設けることとしているため、交通混雑の発生も解消できることとなる。

なお、工事期間中の騒音及び振動の発生については、施工方法や作業時間において対策を講じることとしているため、周辺環境への影響は小さいものと考えられる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

他方、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)に基づく動植物について、三次市が現地調査及び既存文献等を基に調査を行った結果、環境省レッドリスト及び「改訂・広島県の絶滅のおそれのある野生生物」(平成十六年三月発行)に掲載されているミズマツバ、また、環境省レッドリストに掲載されているスズメハコベの生息が本件事業の起業地内で確認されている。これらについては、周辺の土地に同様の生息環境が広く存在していることから、本件事業の施行による影響は小さいものと判断される。

また、文化財保護法(昭和二十五年法律二百四十四号)による周知の埋蔵文化財包蔵

地について、三次市が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

これらのことから、失われる利益は小さいものと考えられる。

以上のことから、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

- (二) また、(仮称)三次市民ホールを建設する位置の選定については、願万地区案(以下「申請案」という。)のほか、寺戸地区案及び東酒屋地区案の三案で検討が行われている。申請案と他の二案を比較すると、交通便利性に優れ、事業費が最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的と認められる。

- (三) 以上のことから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。
- 4 法第二十条第四号の要件への適合性について

- (一) 3(一)で述べたように、文化会館は耐震改修が必要であり、駐車場の不足により来館者に不便を来たしている状況である。

また、三次市では、三次市実施計画(計画期間平成二十四～二十六年)において、本件事業を主要事業として位置付けている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

- (二) 起業地は、本件事業を実施するために必要とされる最小限の範囲である。
- (三) 本件事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないもので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

- (四) したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

## 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

広島県三次市役所